

令和8年4月

金ケ崎町議会

住民意見交換会 資料

— 議員報酬等検討特別委員会 検討状況のご報告 —

本日の意見交換会について

金ケ崎町議会では、令和7年3月に「議員報酬等検討特別委員会」を設置し、約1年にわたり、①議会基本条例（案）、②議員報酬の見直し、③議員定数の検討の3テーマについて協議を重ねてまいりました。

本日は、その検討結果と根拠をご報告し、**町民の皆さまから率直なご意見をお聞かせいただく場**として開催するものです。いただいたご意見は、特別委員会の最終報告書に明記し、今後の検討に反映してまいります。

所要時間：約1時間（説明 20～25分＋意見交換 35～40分）

今のままでは、若い世代や働いている世代の声が議会に届きにくくなるおそれがあります。これからの金ケ崎を支えるため、町民の皆さまと一緒に議会のあり方を考える意見交換会です。

住民意見交換会・パブリックコメントの日程

申込不要・どの会場でもご参加いただけます。

	日 程	時 間	会 場
1	4月6日（月）	18:30～	北部地区生涯教育センター
2	4月7日（火）	18:30～	永岡地区生涯教育センター
3	4月8日（水）	18:30～	三ヶ尻地区生涯教育センター
4	4月9日（木）	18:00～	街地区生涯教育センター
5	4月10日（金）	18:30～	西部地区生涯教育センター
6	4月14日（火）	18:30～	南方地区生涯教育センター

パブリックコメント：令和8年4月6日（月）～5月8日（金）必着（議会基本条例案・議員報酬・議員定数の3件）

※ 議会基本条例（案）の全文は、金ケ崎町ホームページ「パブリックコメント」のページに掲載しています。

検討の全体像

なぜ今、議会の見直しが必要なのか

議員の平均年齢は 68.6 歳（全国平均 64.9 歳・岩手県平均 67.5 歳を上回る水準）。報酬は 23 年間据え置きで、現役世代が議員を志すことが困難な状況です。将来にわたり、多様な世代の声を議会に届け続けるため、今のうちに制度を見直す必要があります。

今回の見直しは、町民の声を将来にわたり町政に反映させるための制度づくりです。

そこで、①議会基本条例（議会の質を高める）、②議員報酬（現役世代も担える環境）、③議員定数（議会機能を守る体制）の 3 つを一体として見直します。

特別委員会は以下の流れで検討を進めています。現在は「住民説明・意見聴取」の段階です。

段 階	内 容	位置付け
理念	議会基本条例（案）で議会運営の基本原則を定める	条例案全体
制度検証	報酬・定数の妥当性を検証（令和 7 年 3 月～）	特別委員会
住民説明（← 今ここ）	住民意見交換会・パブリックコメントで検討結果と根拠を説明し、ご意見を伺う	4～5 月
制度改正	検証結果に基づき制度を改正し、理念を具体化	12 月定例会

3 つの検討テーマ

テーマ	検討状況	概 要
①議会基本条例	条例案・運用事項は整理済み	議会運営の基本原則を定める最高規範。報酬・定数を任期中に検証する規定を含む。
②議員報酬	委員会として結論を整理	月額 212,000 円→305,000 円への改定案。活動量調査（年間 125 日）に基づく原価方式で算定。
③議員定数	委員会としておおむね結論を整理	現行 16 人の維持が妥当との方向。住民意見交換会等を経て最終的に整理する予定。

※ 3テーマは一体の制度見直しです。

【理念】議会基本条例（議会の基本原則を定める）

↓ 理念を実行するために必要

【人材】議員報酬の適正化（現役世代も担える環境）

↓ 活動を支える体制

【体制】議員定数の維持（議会機能を守る）

（議会として「やること」を決め→それを担う「人」を確保→十分な「人数」をそろえる）

検討その１ 議会基本条例（案）について

議会基本条例（案）は、議会と議員の使命、活動原則、町民との関わり方、町長との関係、議会活性化、そして理念の継承までを全 8 章 20 条で体系的に定めた、議会運営の最高規範です。

主要な柱（６点）

	項 目	内 容
1	議会の活動原則（第 4 条）	公平性・透明性・信頼性を重んじた活動
2	議員の活動原則（第 5 条・第 6 条）	町民意見の的確な把握、政治倫理の遵守、ハラスメント防止
3	町民と議会の関係（第 7～9 条）	説明責任・情報公開、意見交換の場の設定、議決責任
4	町長等と議会の関係（第 10～13 条）	健全な緊張関係、政策の審議・評価、危機管理
5	自由討議の制度化（第 14 条）	議員間の自由な意見交換の場を制度化
6	議会活性化の推進（第 15～18 条）	議会活性化への持続的取組み、議員研修の充実、報酬・定数の妥当性を任期中に検証

※ さらに、議員の顔ぶれが変わっても条例の理念が引き継がれるよう、任期開始後の全議員研修（第 19 条）と、社会情勢に応じた条例の見直し手続き（第 20 条）を定めています。全 8 章 20 条の条例です。

※ 条例案の全文は、町ホームページのパブリックコメントに掲載しています。

町民の皆さまに特に関わりの深い規定

この条例案では、議会が町民の皆さまに対して**説明責任を果たすこと、及び積極的に情報を公開すること（第 7 条）**、そして今回のような**意見交換の場を設けること（第 8 条）**を議会の義務として明文化しています。

これまでは慣例で行っていたこうした取り組みを条例で定めることで、選挙で議員の顔ぶれが変わっても、こうした取り組みがずっと続く仕組みになります。

→ この基本条例で約束した活動を実現していくために、それを支える**報酬の適正化と活動体制（定数）の維持**が必要になります。

検討その２ 議員報酬の見直し

基本条例で定める活動を担う議員が、年間 125 日にわたり町民のために活動しています。その活動に見合う報酬とはいくらか ― これが検討の出発点です。

議員報酬の現実 ― まず、知っていただきたいこと

■ 議員の収入条件

金ケ崎町議会議員の報酬は**月額 212,000 円**です。会社員の給与と異なり、以下の点にご留意ください。

退職金：なし

議員年金：この制度は平成 23 年に廃止されました。

自己負担：国民健康保険料・国民年金保険料・所得税・住民税等を負担することになります。

雇用保険：非加入（失業手当もありません）

■ 参考：現在の報酬水準の一つの見方

岩手県の最低賃金（令和 7 年 12 月から）は**時給 1,031 円**です。これをフルタイム勤務（1 日 8 時間×月 22 日）で換算すると、月収の目安は約 181,000 円となります。

最低賃金によるフルタイム月収の目安：**約 181,000 円**

議員月額報酬：**212,000 円**

月額差は約 **31,000 円**です。

※ 議員活動は勤務時間で測れるものではなく、最低賃金と単純に比較できるものではありません。議会の会議に出席する時間だけでなく、住民の相談対応、地域の行事への参加、調査研究など、日常的に幅広い活動を行っています。ここでお示しするのは、現在の議員報酬の水準をイメージしていただくための参考資料の一つです。

23 年間で社会はこれだけ変わりました

平成 15 年（2003 年）に議員報酬が減額改定されて以来、23 年間据え置きです。

	平成 15 年 (2003 年)	令和 7~8 年 (現在)	変化率
消費者物価指数（総合）	—	—	+約 17%
岩手県最低賃金（時給）	605 円	1,031 円	+70%
国家公務員初任給（大卒）	約 172,200 円	232,000 円	+35%
金ヶ崎町議員報酬	212,000 円	212,000 円	0%

→ 物価も賃金も上がる中で、議員報酬だけが 23 年間取り残されています。

現役世代が議員を志すことの難しさ

現在の議員報酬から国保・年金・税を負担し、そこから住宅ローンを返済しながら子どもを育てることは、現実的に極めて困難です。

このため、40 代・50 代の現役世代が議員を志す大きな障壁となっています。このままでは、多様な世代の声を議会に届けることが難しくなります。

なぜ議会自ら報酬を上げようと言い出しにくいのか

議員報酬は公金から支出されるため、「自分たちの報酬を自分たちで上げる」ことには社会的に強い抵抗感があります。だからこそ、今回はデータと根拠をもとに検討し、住民の皆さまに公開した上でご意見をいただくという手順を踏んでいます。

※ この検討は、議会機能を将来にわたって持続させるための制度づくりです。

委員会の結論：月額 305,000 円への改定案

（１）近隣自治体との比較

自治体	月額報酬	年収目安	備 考
花巻市	413,000 円（案）	約 659 万円	特別委答申額（令和 7 年 10 月市長へ要請）
一関市	410,000 円	約 655 万円	
北上市	401,000 円	約 620 万円	
奥州市	360,000 円	約 562 万円	
紫波町	300,000 円	約 479 万円	
岩手町	250,000 円	約 399 万円	
金ケ崎町（現行）	212,000 円	約 334 万円	23 年間据え置き

（２）どうやって 305,000 円を算定したか

ステップ１：議員活動量の調査（年間 125 日＝町長の約 41%）

区 分	日 数	主な内容
議会活動	78 日	定例会・臨時会、常任委員会、全員協議会、委員会等
議員活動（議会外）	47 日	行事出席、相談対応、住民対話、研修、調査等
合 計	125 日	町長勤務日数 305 日（モデル数値）の約 41%

ステップ２：原価方式（町長モデル）による算定

$$744,000 \text{ 円（町長月額報酬）} \times 41\% \text{（議員活動割合）} = 305,040 \text{ 円}$$

→ 月額 305,000 円

※ この算定方式は、全国町村議会議長会が令和 7 年 5 月に公表した「議員報酬の見直しに向けたガイドブック」で全国の町村議会に示された標準的な手法です。なお、同議長会は令和 6 年 5 月の決議で、町村長給料月額の 47%程度を目指す方針を示しており、金ケ崎町の算定（41%）はこの目標を下回る水準です。

(3) 財政への影響

区 分	現 行	(案) 305,000 円	差 (増)
月額報酬 (議員)	212,000 円	305,000 円	93,000 円
議員年収総額 (16 人)	53,390,080 円	76,811,200 円	23,421,120 円
一般会計当初予算比	0.5%	0.72%	0.22pt

→ 平成 15 年当時の予算比 0.9%を下回る水準です。この金額は議会の「提案」であり、最終的な額は、町民代表で構成される金ヶ崎町特別職報酬等審議会で審議・決定されます。

検討その３ 議員定数の検討

基本条例で約束した活動を行い、報酬の適正化で多様な人材を確保する — その活動体制を支えるのが議員定数です。

委員会の検討結果

特別委員会では、16 人・15 人・14 人の 3 案について、代表性・議会機能・なり手確保・財政効果の各観点から比較検討を重ねてまいりました。

その結果、**現行 16 人を維持する方向**で、おおむね意見が一致しています。以下にその理由をご説明します。

理由 1 金ケ崎町議会は平成 16 年以降 3 回にわたり削減を行ってきました。

施行時期	定数の変更	背 景	議員報酬
平成 16 年 3 月	22 人→20 人	国・県の行政改革の流れ、財政難、合併の動向を踏まえ検討	据え置き
平成 20 年 3 月	20 人→18 人	議会改革の一環として検討	据え置き
平成 24 年 3 月	18 人→16 人	議会活性化方策の 1 項目として検討	据え置き
現在 (令和 8 年)	16 人 (13 年間継続)	議会基本条例の制定・報酬の適正 化・定数の検証を一体的に検討中	212,000 円 (23 年 間据え置き)

→ 定数は 22 人から 16 人へ約 27%削減。議会は身を切る改革を重ねてきました。

しかし、過去の削減時と現在では状況が大きく異なります。

過去の削減時	現在 (令和 8 年)
行政改革・財政難が背景	なり手不足への対応が課題
定数 22 人からの段階的な削減	既に 6 人削減済み (22 人→16 人)。これ以上の削減は議会機能に直結

理由2 定数を削減すると、議会はどうなるか

定数削減は「数が減る」だけではなく、議会の審議体制に直接影響します。

常任委員会体制のシミュレーション

現行の2常任委員会体制（総務教育民生・産業建設）を前提とした配置例です。議長は慣例により常任委員会に入りませんので、配置人数は定数から1名を除いた人数です。

定数	実質配置（議長除く）	評 価
16人	総務教民8名・産建7名 (計15名)	現行体制維持。安定運営可能。
15人	総務教民7名・産建7名 (計14名)	奇数定数。議長裁決が生じやすく、議会運営に課題。
14人	総務教民7名・産建6名 (計13名)	産建が6名体制。1名欠席で5名審議。安定運営の下限に近い。

委員会が6人体制になるとどうなるか

定数14人の場合、産業建設常任委員会は6名体制となります。1名が欠席すれば5名で審議することになり、町の課題を十分に調査し、議論する体制が弱まります。

常任委員会は、請願・陳情の審査や所管事務調査を通じて、町の課題を調べ、町民の声を行政に届ける役割を担っています。**委員会の体制が弱まることは、町民の皆さまの声が届きにくくなることにもつながります。**

理由3 削減で得られる財政効果は極めて限定的です

区 分	16人（現行）	15人	14人
年間変更額	—	約334万円減	約667万円減
一般会計予算比	—	0.03%減	0.06%減

→ 令和7年度一般会計当初予算（約107億円）に対し、15人で0.03%、14人でも0.06%の削減にとどまります。**この程度の財政効果のみを理由に、議会機能・代表性・なり手確保を損なう必要性は小さい**と考えています。

「報酬を上げるなら定数を減らすべき」？ — 報酬と定数は別の問題です

「報酬を上げるなら、その分定数を減らすべきでは」というお考えもあるかもしれませんが。しかし、**報酬と定数はそれぞれ別の基準で判断すべきものです。**

報酬は、議員がどれだけ活動しているかという事実に基づいて算定するものです。

定数は、町民の多様な声を届け、行政をしっかりチェックするために必要な体制から判断するものです。

全国町村議会議長会の報告書でも、「議員報酬と定数は別の論理」として、それぞれ別の基準を示しています。報酬は活動量に見合う水準とし、定数は議会機能を守るために維持するとされています。

全国からの警鐘 — 一度減らすと戻せない

全国町村議会議長会「なり手不足対策検討会」報告書（令和 6 年 3 月）の指摘：

「定数を一度削減した後に増加させることは実態として極めて困難であり、慎重な判断が求められる。安易な削減は将来のなり手不足を加速させ、無投票・定数割れを招くリスクがある。」

「定数減は立候補者が減り、投票率も低下、議会への関心も下がる。」とも言われています。

金ケ崎町の過去 5 回の選挙でも、定数に対する超過数は+1～2 人ととどまっています。定数を減らすと当選の壁が高くなり、若い世代や新しい方がますます立候補しにくくなります。

金ケ崎町の過去の選挙状況

選挙年	立候補者数	定数	超過数	投票率
平成 20 年	19 人	18 人	+1	74.98%
平成 24 年	17 人	16 人	+1	72.40%
平成 28 年	17 人	16 人	+1	70.74%
令和 2 年	18 人	16 人	+2	67.77%
令和 6 年	17 人	16 人	+1	61.01%

なお、岩手県内の同規模町村（雫石町・洋野町）もいずれも定数 16 人であり、現行は標準的な水準です。

今後のスケジュール

時 期	内 容
令和 8 年 3 月 19 日（済）	議会だよりかねがさき No.158 発行（全戸配布・特集掲載）
4 月 6 日～14 日	住民意見交換会（6 地区で開催）← 今ここ
4 月 6 日（月）～5 月 8 日（金）	パブリックコメント実施（3 件）
令和 8 年 5 月	意見とりまとめ・委員会で検討
令和 8 年 6 月定例会	特別委員会最終報告書を提出
7 月～10 月	特別職報酬等審議会への諮問・審議・答申
12 月定例会	条例改正（議員報酬＝町長提案／定数・基本条例＝議員発議）
令和 9 年 4 月 1 日	新制度施行

こんな疑問はありませんか？

Q. 報酬を上げるのに、なぜ定数は減らさないのですか？

A. 報酬は議員の活動量に基づいて、定数は議会機能を維持できるかどうかで、それぞれ別の基準で判断すべきものです。過去は行政改革・財政難という明確な理由がありましたが、現在はなり手不足が課題です。これ以上減らすと議会の審議体制が弱まり、町民の声が届きにくくなるおそれがあります。

Q. 報酬を上げたら議員のなり手は本当に増えるのですか？

A. 報酬だけで解決するとは考えておりません。ただ、現在の水準では現役世代が生計を立てながら議員活動を行うことが困難です。報酬の適正化は、多様な人材が議員を志すための環境整備であり、議会基本条例の制定や活動の見える化と合わせて取り組むものです。

町民の皆さまへ — ご意見をお聞かせください

今回の見直しは、議会だけで決める話ではなく、皆さまと一緒に“これからの議会のかたち”を考えるためのものです。

本日も報告した3つの検討テーマについて、皆さまのお考えやご質問をお聞かせください。

- ① 議会基本条例（案）について、お気づきの点やご要望はありますか？
- ② 議員報酬の改定案（月額 305,000 円）について、どのようにお考えですか？
- ③ 議員定数について、現行 16 人の維持についてどのようにお考えですか？
- ④ その他、議会に対するご意見・ご提案がございましたらお聞かせください。

本日も出席いただけない方はもちろん、会場では発言しにくかったという方も、**パブリックコメント（令和8年4月6日（月）～5月8日（金）必着）**でご意見をお寄せいただけます。いただいたご意見は、6月定例会の委員会最終報告書に明記いたします。

【提出方法】郵送・持参・メール・FAX（様式自由。件名・ご意見・お名前・住所をご記入ください）

【提出先】〒029-4592 金ヶ崎町西根南町 22-1 議会事務局

メール gikai@town.kanegasaki.iwate.jp FAX 0197-42-2103

【資料の閲覧】町ホームページ（基本条例案全文掲載）及び議会事務局（役場 4 階）

メモ欄

以上